

# 新潟県名立沖海揚がり備後尾道の酢徳利

田 海 義 正

## はじめに

本稿では平成 30 (2018) 年 6 月に新潟県上越市名立沖から引き揚げられた「ヲノミチ」銘の大型徳利を報告する。また、その同類が佐渡市宿根木の佐渡国小木民俗博物館の収蔵品にあり、既に紹介されている（鈴木 2009、2015、2016）。越後では今のところ未報告と思われるが、県内各地の資料を確認するためにも、名立沖海揚がり品などの特徴を知りたいと思う。

日本海に沿い本州側、佐渡島と栗島で成る新潟の海岸線は長く総距離 634.0km を測る。その内訳は越後 331.0km、佐渡島 279.9km、栗島 23.1km となる（平成 29 年 3 月にいがた県統計ボックス）。その日本海では明治時代から沿岸漁業の網で甕や壺などが揚がり、人々の関心を集めてきた。新潟県海揚がり陶磁器研究会は、2011 年度から 2014 年度まで新潟県域の海から引き揚げられた考古学の対象となり得る遺物を集成した（同研究会 2014）。その結果、縄文時代から海に活動していた人々の痕跡が鮮やかに浮かび上ってきた。時代順に並べると、越後と佐渡間の越佐海峡で引き揚げられた 2 点の縄文時代中期の深鉢形土器に始まり、弥生土器・古墳時代の土器。古代の須恵器や灰釉陶器のほか、中世の珠洲焼は全報告数 206 点のうち 109 点と過半を占めた。明徳 2 (1391) 年、海上で西洋船の船飾りが拾われ、漁の守り神として長岡市寺泊の神社に御神体として祀られているものもある。さらに近世から近代までの陶磁器、鉄錨、仏像、瀬戸内産の御影石、蒸気外輪船のシャフトなど実に様々なものを確認した。近世以降の陶磁器は 9 点と意外と少ない。これは船や航海術の進化も背景にあると考えられる。これらの報告遺物は、海岸近くの遺跡や集落から波浪や浸食によって海へ移動したものではない。多くは陸から離れた沖で底引き網や刺し網などで揚げられていることから、人びとが積極的に海を渡っていた証となるものである。

## 1 上越市名立沖海揚がり陶器の発見（第 1 図・第 3 図）

新潟県海揚がり陶磁器研究会の活動でお世話になった上越漁業協同組合の磯谷組合長から、平成 30 (2018) 年 6 月に「名立沖と能生沖から各 1 点焼き物が揚がったので見に来こないか」と連絡を頂いた<sup>1)</sup>。7 月 3 日に海揚がり研究会員等 5 名で糸魚川市能生の同組合能生支所を訪ね、名立沖で陶器を引き揚げた板谷氏から当時の状況をお聞きした。

まとめると以下のようになる。名立沖（鳥ヶ首岬の北西約 21km）のふだん魚を狙う網は入れない水深 410 尋（約 615 m）から甘エビ（和名ホッコクアカエビ）の底引き網漁で 6 月 7 日に揚がった。陶器が揚がったときは、洪水などで運ばれたとみられる根付きの流木やゴミも多量に網にかかり、それを除くと最後の方に丸い焼き物があり船に引き揚げた。陶器は斜め倒立で海底の泥に埋まっていたらしく、底部付近にイソギンチャクが付いていたが洗い落とした。そして海から揚がったものを調べている話を聞いているので磯谷組合長に連絡した。船の位置はロラン値で陸から 3598.9、緯度 4098 (北緯 37 度 19 分 64.2、東経 137 度 58 分 98.9 付近)（聞き取り文の括弧内：筆者註）。漁協で実見した海揚がり品は、光沢のある黄褐色の釉がかかった徳利形の陶器で高さは約 34cm。時代や産地と用途に関心が集まるが見学者全員にとって初めて見る陶器であり、詳しいことは分からず江戸時代のものかもしれないと答えた。そして実測・写

真撮影ならびに発表の許可をいただき今回紹介することができた。

## 2 名立沖海揚がり品（第1図1 完形品）

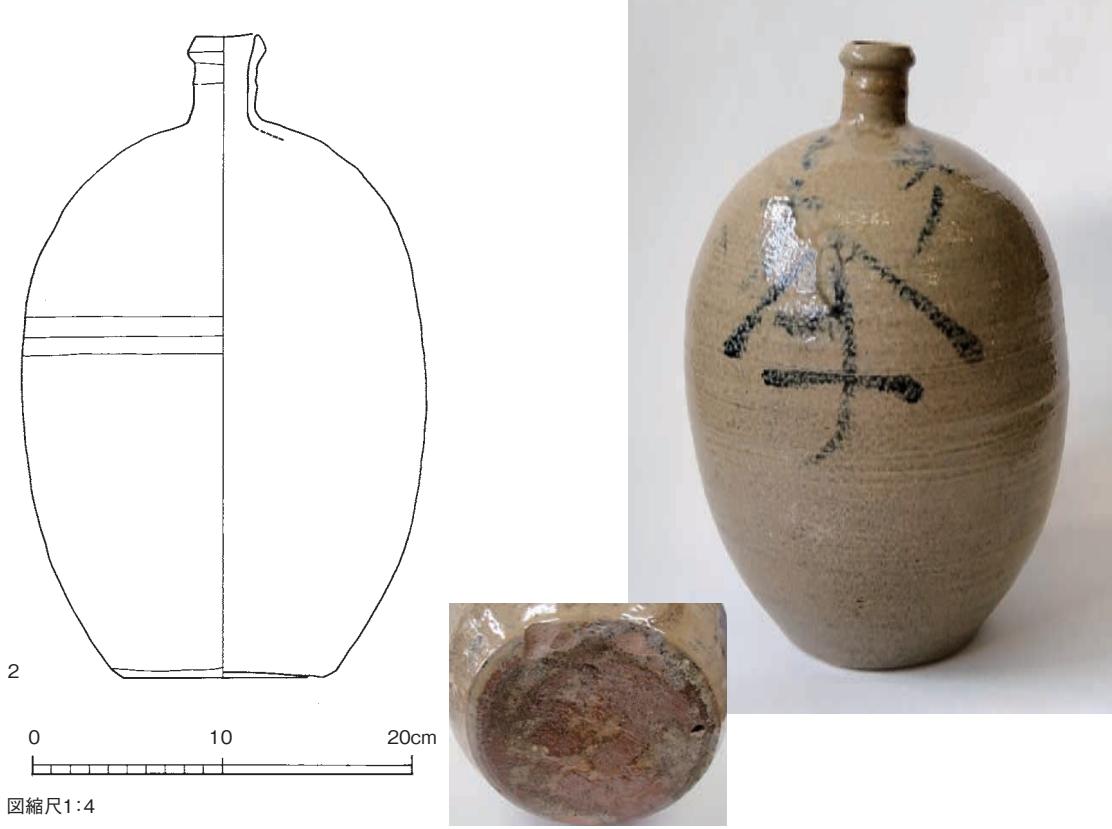
光沢のある黄褐色の釉が底部も含め全面に施されている。やや肩が張る器形で器高342mm、胴部最大径205mm、底径118mm、口縁外径（肥厚部）51.5mm、口縁内径37mm。容量5,870ml（口縁までの水をメスリングダーで計測）。胴部上半はロクロ痕、胴部の高さ195mmから下は底部まで左回転のヘラ削りが認められる。底部にも施釉され、底面はヘラ削り痕が見られる。また、底部外縁の端部立ち上がりには幅8～12mmのヘラによる丁寧な面取りがある。これは後述する鞆皿山窯製品の整形技法の特徴である（鈴木2015）。底部は砂目が見られる。胴部の一部には焼成時に接触した陶器の胎土が付着している。底部の疵から胎土は、赤橙色で砂を含まず、硬く緻密で器を爪で弾くと高く澄んだ音がする。黒味の強い呉須で肩から上半部に文字が描かれている。片仮名縦書きで左右に分け、右にヲ下に長くノ、左に縦に点3つ連ねミ、下に長くチ。中央には横長にハ（やま）、下にヲとある。文字は尾道の地名のノとチが下方に長く伸びることが特徴的である。続けると「ヲノミチ ヤマ ヲ」と読むことができる。この大型徳利は鈴木重治氏が「ヲノミチ銘酢徳利」と呼ぶもので（鈴木前掲）、備後尾道の酢醸造元が東隣りの福山市の窯元に注文した酢容器である。

## 3 佐渡国小木民俗博物館（佐渡市宿根木）収蔵品（第1図2・第2図3・4）

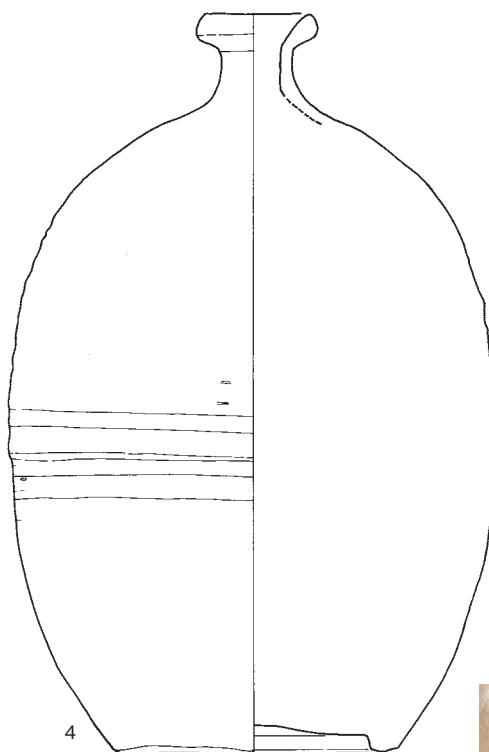
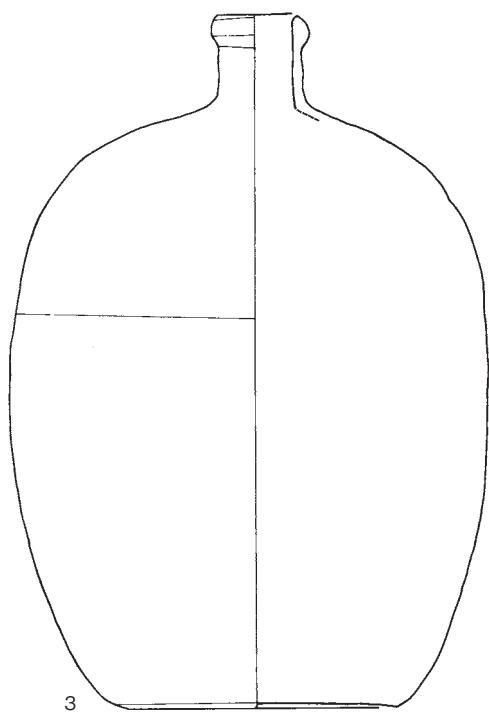
写真は同博物館の民俗資料展示室の収蔵品である。実測図2～4の3点は同館の許可を得て平成30（2018）年12月に調査した。展示室には8点の「ヲノミチ銘酢徳利」（鈴木2015）がある。そのうち、名立沖海揚がり資料に類似した2点と口縁部が開き輪高台を持つ1点を掲載した。写真右から仮番号1～8まで付け、うち報告遺物は第1図2が仮番号5、第2図3が仮番号7、第2図4が仮番号1に対応する。（写真は調査時に展示棚から取り出し仮に並べた状態）



第1図2は光沢のある淡黄褐色の釉が施される。なで肩で胴部中央付近に最大径を持つ。器高338mm、胴部最大径213mm、底径105mm、口縁外径（肥厚部）41.8mm、口縁内径32mm。胴部中央から下は回転ヘラ削り。底部外縁の端部立ち上がりにヘラによる丁寧な面取りがある。底部の釉は拭かれて砂目が見られる。



第1図 1 名立沖海揚がり品・2 佐渡国小木民俗博物館収蔵品



0 10 20cm  
図縮尺1:4

第2図 3・4 佐渡国小木民俗博物館収蔵品

胴部中央付近にはロクロ目が目立つ。少し焼歪みがあり口縁が傾き、釉が溶け呉須で描かれた屋号も一部崩れている。黒味の強い呉須で肩部に右にヲノ、左にミチ、下にハ（やま）、やまの中にヲと描かれている。ヲは2画目が横に長く、さらに3画目が1画目の上に長く出る特徴ある書体が目立つ。同博物館収蔵品の酢徳利のヤマヲ銘徳利の「ヲ」は、いずれも同じ特徴ある書体が認められる。

第2図3は光沢のある淡黄褐色の釉が施される。1・2に比べやや胴が太い。肩から胴部上半にはロクロ目が目立つ。胴部下半は回転ヘラ削りで調整される。器高366mm、胴部最大径252mm、底径141mm、口縁外径（肥厚部）51mm、口縁内径40mm。黒い呉須で肩部に右にヲノ、左にミチ、下に筆で太くハ（やま）、その中にヲと描かれている。口には桐製の木栓がある。

第2図4は博物館展示室にある8点のヲノミチ銘酢徳利の中で、ただ一つ高台を持つ。光沢のある灰黄色の釉が高台近くまで施される。口縁は外傾し端部は厚い。首には麻紐が巻かれている。器形はなで肩で胴部中央に最大幅があり丸味を帯びた形である。

器高390mm、胴部最大径257mm、高台外径150mm、口縁外径（肥厚部）63mm、頸部内径28mm。上部2/3までロクロ目が顕著に残り、下部は回転ヘラ削り。底部を輪高台状に削り出す。作りや胎土の違いから、鞆皿山窯の製品ではないと指摘されている（鈴木前掲）。肩部に細い筆で右にヲノ、左にミチ、間に狭いハ（やま）、中にヲと描かれている。酢容器も複数の窯製品を利用していることが分る資料である。これらの酢徳利は明治20年から30年代の製品という（鈴木重治氏教示）。

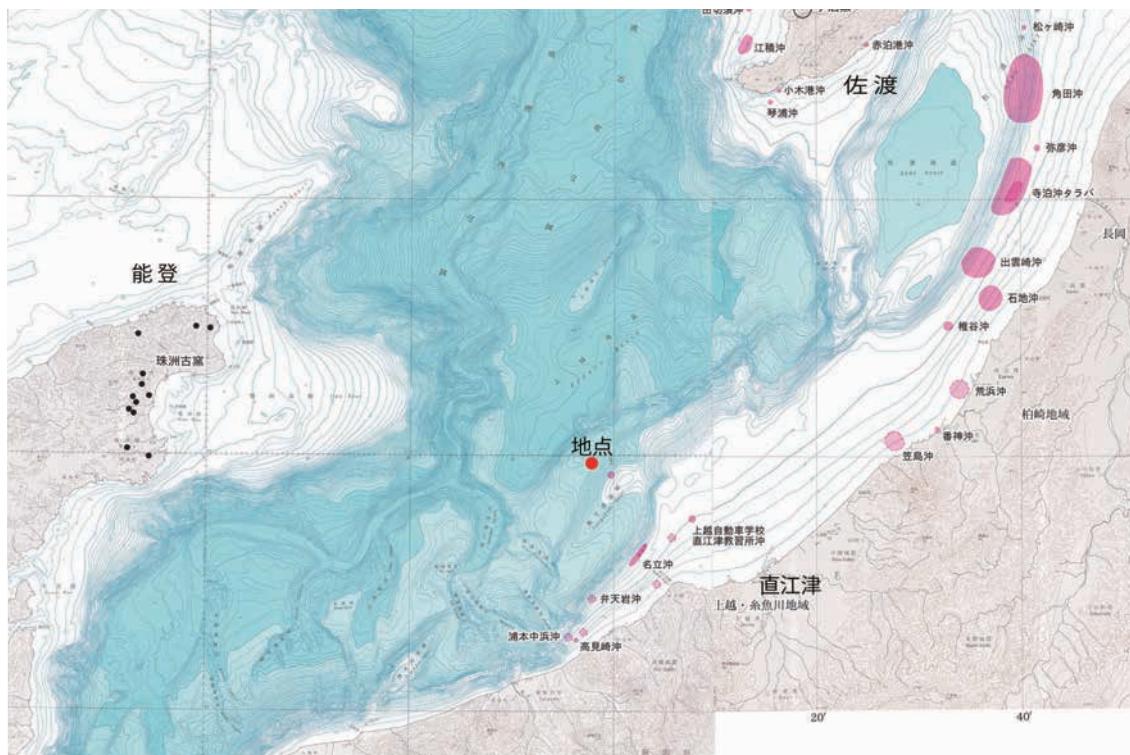
#### 4 名立沖海揚がりヲノミチ銘酢徳利と佐渡国小木民俗博物館収蔵品との相違

地名と屋号が名立沖海揚がり品と第1図2・第2図3と比較すると、第1図1の名立沖の酢徳利はハ（やま）の書き方が細く、やま記号の左右端部に右はノ、左はチが長く付き、漢字の門構え様に意匠している。中央のヲも3画目が極端に上へ抜けていない。器形も肩から上半に張りがあり胴部中位が膨れる2とは、明らかな差が認められる。屋号の書き方などの相違、肩から上位に張りがあることから、第1図1の名立沖例は古相ともみられるが陶工の個性の可能性もあるため、今後の課題としたい。

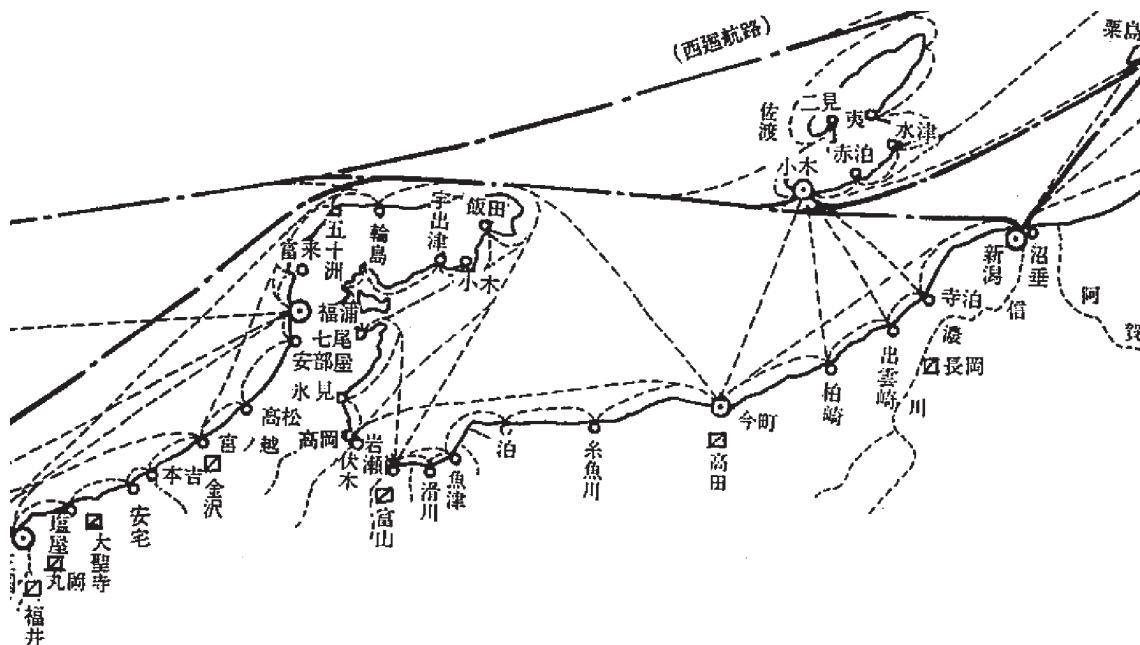
#### 5 名立沖海揚がり地点と海上交通路

名立沖の海揚がり地点（第3図）は、水深600mより深く、これまで多くの珠洲焼が引き揚げられた水深160mから200mの漁場よりはるかに深い。通常のタラ場の底引き網漁を行わない場所である。既知の資料としては、酢徳利引き揚げ地点の右下に薄ピンクの印がある。ここでは水深約600mの深さから昭和50年代に珠洲焼秋草文水注が引き揚げられている（『日本海に沈んだ陶磁器』2014図版29-遺物32）。今回と同様、甘エビの底引き網漁で揚がったものである。第3図は水深200m前後のタラ場からの海揚がり海域を表しているが、これまで知られていなかった深海にもあることが分かった。

第4図の近世末期の海上交通図には、能登半島先端の珠洲岬から今町（直江津）に向かう航路が描かれており、今回の引き揚げ地点もこの航路にはほぼ一致する。尾道酢徳利もこの航路を通った廻船<sup>2)</sup>の積み荷の可能性がある。嵐に遭遇した船から積み荷を流されることがあった<sup>3)</sup>。この酢徳利が海底にあった理由も海難に因る可能性が考えられる。



第3図 「新潟県域の海揚がり地点」『日本海に沈んだ陶磁器』から部分引用・地点加筆  
 海底地形図 1/20万 (部分引用) 能登半島東方 平成12年・佐渡海峡付近 平成14年 海上保安庁



第4図 「近世末期における海上交通図」『日本海海運史の研究』(部分引用)

## 6 広島県福山市「鞆皿山窯」について

これまで見てきた名立沖と佐渡市宿根木の佐渡国小木民俗博物館の大型徳利のほとんどは、尾道で醸造された酢を運ぶ容器であることが分かった。この徳利は広島県福山市鞆町後地にある鞆皿山窯の製品である。



鞆皿山窯 調査時の状況  
写真提供:鈴木重治 氏

『江戸末期からの鞆皿山焼』（福山市鞆の浦歴史民俗資料館 2009）ならびに『鞆・皿山窯跡』（鞆焼研究会ほか 2010）を参考に、その成立と製品を概観したい。窯は国内で唯一、江戸時代の港を今に残す鞆の浦の常夜灯から南西に約 1.7km の海岸沿いにある。「窯と工房・職人の住まいの跡などは、海岸沿いの丘陵の斜面とその周囲に広がって」いる。そこには「窯跡・土取り場・貯水池・水路・工房・製品搬出の船着場など、窯業遺跡を構成する要素がセットで存在する」貴重な遺跡である。窯の規模は「燃焼室が 12 ある有段の連房式登窯で、焚口から第 12 室の窯尻までの水平距離が 30.1 m、急傾斜で斜面を這い上がる煙突の先端までが 50.9 m。窯体の最大幅は 8.5 m、最小規模の焼成室は第 1 焼成室で、奥行き 1.4 m、幅 3.3 m、最大のものは奥行きが 2.3 m、幅 6.9 m の第 9 焼成室」で、鞆の保命酒（薬草入り酒）の容器、「布袋徳利」の生産を主目的として造られた。「慶応に改元される直前の元治 2（1865）年、鞆の保命酒屋中村吉兵衛政長が、実質的な窯元となって当時の平村に築窯したのが梅谷皿山窯である。」という。中村家は保命酒の生産を扼し、福山藩から幕府への献上銘酒でもある保命酒の安定した供給のため、容器生産を他に依存せず自前で調達することを目的とした。焼物の呼び名は一般には「ともつやき」、「鞆焼」、「梅谷皿山焼」などがある。操業期間は慶応元年に始まり昭和 12 年の窯修理のあと敗戦後すぐに廃窯したと言う。この鞆皿山窯に酢徳利を注文したのが、「備後尾道の豪商 屋号「戎帶屋」稻田伊兵衛商店である。」（鈴木 2015）戎帶屋は酢醸造元でもあり、容器にヲノミチ ヤマヲと商標を描いた酢を商っていた。尾道は良質な水と米の集積地の利を生かし、酒や酢など醸造業が発達した。「寛文年中（1661 年～ 1672 年）に西廻り航路が開発されて以降、尾道に北前船が寄港するようになり、秋田の米が運ばれ、酢造に使用された」、「1712（正徳 2）年 4 月、尾道町奉行から広島藩に対して報告した文書の中で、「当所の酢、宜敷御座候に付、他所へも商売仕候」という記述があり、広範囲に尾道酢の販売が行われていたことがうかがわれる。」（尾道商工会議所記念館）など江戸時代中期から「尾道米酢」の醸造業者の活動が知られる。

稻田伊兵衛商店は、尾道の 6軒の酢屋が大正 7（1918）年に合併して角星（カクホシ／□の中に点を入れた商標）の「尾道造酢」に統合され、現在も尾道市の中央商店街に本店を構え営業している（鈴木氏教授）。尾道で生産された酢は明治時代には北海道にも移出され、北海道開拓記念館（現：北海道博物館）には、数十点の大型徳利がある。これらは酢びん、酢がめ、酢徳利と呼ばれていて道内の分布状況を含め研究年報に詳しい（松下ほか 1977）。

鞆皿山窯の大型徳利を容器とした尾道の稻田伊兵衛商店の「ヲノミチ ヤマヲ」の「ヲノミチ銘酢徳利」

は、明治の廻船の積荷と航路を示すものであった。今後、北前船・廻船で運ばれた物資の実態をさらに解明するために調査を続けたい。

今回の調査と報告に御協力・ご教授をいただいた 相羽重徳、安藤正美、磯谷光一、板谷 憲、木島 勉、佐々木達夫、鈴木重治、寺崎裕助、福島政文、山岸洋一、佐渡市社会教育課佐渡学センター、佐渡国小木民俗博物館、上越漁業協同組合、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課（敬称略）の各位に紙面を借りて深く感謝申し上げます。

## 註

- 1) 糸魚川市高見崎沖の水深約 60 m から越中瀬戸焼広口壺も揚がった。同所では本例で 3 点目である（『日本海に沈んだ陶磁器』43 頁）。
- 2) 石井謙治氏によれば、江戸時代後期から明治にかけて日本海を航行した船を北前船と呼ぶことが多いが、「北前船とは船型呼称ではなく、北陸地方を中心する日本海沿岸地域の廻船の汎称なのである」133 頁。「本来、北前船の呼称は瀬戸内方面の人たちが、日本海方面からやってくる廻船に対して呼んだもので」、「江戸時代後期における弁才船の全国的普及によって、それまでの北国船や羽賀瀬船などを主力としていた北前船が全面的に弁才船にとつて代わり、幕末から明治にかけての北前船全盛期にはまさしく北前船即弁才船になっていたのである。だからといって弁才船即北前船ということではない。菱垣廻船も樽廻船もその他諸國の廻船もほとんどすべてが弁才船だったからである。」このようにみると、名立沖引き揚げ品の荷主の船籍は、越後や日本海側の船に限らず、西国廻船の可能性もあることから、北前船の積み荷とは断定しない。
- 3) 「廻船対応に関する浦触の請書 天保二年九月 定（略）一、沖にて荷物はぬる時ハ、着船之湊におゐて其所之代官・手代・庄屋出合、遂穿鑿船に相残り荷物船具等之分可出証文事」（略）『上越市史 資料編 5 近世二』481 頁  
「越中高岡糸屋仁三郎船難船積荷物御領分へ流寄始末一件書類 天保十四年十一月（略）私共儀去る付月廿六日能州三崎沖合ニ而逢難船ニ、積荷物并船具等不残流失いたし候付、（略）」『上越市史 資料編 5 近世二』487 頁

※下線筆者

海難救助に関する江戸幕府の法令については、金指正三氏によってまとめられている。「その公布年次は、元和七年八月、寛永十三年八月、慶安五年八月、寛文七年閏二月、同八年三月、延宝八年九月、正徳元年五月、同二年八月、元文四年五月、寛保二年三月となる。」

上越市史所収の天保二年の浦触の請書は、寛永十三年八月の法令を繰り返すものである。「定 一、公儀之船は不及申、諸船共に難風に逢候時は助船を可出、磯近キ所は成程精を入、不破損様に可肝煎事 一、船破損之時、舟主頼候ニおひてハ、其浦之者荷物精を入、可取上之、然は其上る所の荷物之内、浮荷物は廿歩一、沈荷物は拾歩一、但川船ハ、浮荷物ハ三拾歩一、沈荷物ハ廿歩一、其取上候ものに可遣事 一、於沖荷物はね候時ハ、其舟着候所之湊にて、代官下代并庄屋出合、遂穿鑿、舟に相残荷物之分書付之、証文可出事 附、船頭浦之者と申合、荷物盜取之、はね候之由申におひてハ、後日に聞候共、船頭は勿論、申合候族不残死罪、其浦は過料として、家毎に鳥目拾疋宛可出事 右条々可相守此旨、惣て悪敷儀仕におひてハ、其所之者ハ不及申、他所より共成、訴人に可出、御褒美可被下之、其上科人之儀ハ、隨罪之輕重、可被 仰付者也、仍如件 寛永十三年八月二日 御当家令条（『近世法制史料叢書』巻二）45・46 頁」難船への対応と荷物の扱い、不正には死罪を持って臨む苛烈な対応や浦の各戸から銭 250 文を徴するなどを法文化し、救助義務に併せ救助側の利も全国の浦々はじめ内水航路へ通達している。

## 引用文献

- 尾道商工会議所記念館 2008 尾道商工会議所記念館 第 8 回企画展示 テーマ／醉  
石井謙治 1995 『ものと人間の文化史 76 - I 和船 I』 法政大学出版局  
金指正三 1968 『近世海難救助制度の研究』 吉川弘文館  
鈴木重治 2009 「鞆皿山焼の陶磁史上の課題と意義」『江戸末期からの鞆皿山焼』福山市鞆の浦歴史民俗資料館・鞆の浦歴史民俗資料館活動推進協議会・福山市教育委員会  
鈴木重治 2015 「北前船で運ばれた備前・備後産徳利の生活文化史的考察」『中近世陶磁器の考古学』第 1 卷 佐々木達夫編 雄山閣  
鈴木重治 2016 「考古学から見た北前船の積み荷～出土資料の確認と課題～」全国北前船セミナー開催 30 周年記念『北前船にかかる論考・考察集』全国北前船研究会  
鞆焼研究会・重要文化財太田家住宅を守る会 2010 『鞆・皿山窯跡』

新潟県海揚がり陶磁器研究会 2014『日本海に沈んだ陶磁器 新潟県内海揚がり品の実態調査』

福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会 1967『日本海海運史の研究』

松下亘・氏家等 1977「酔の古い容器『酔徳利』について」『北海道開拓記念館研究年報 第5号』北海道開拓記念館  
渡辺孝行 2002「第5章 浜方の村 第2節 回船と難船」『上越市史 資料編5 近世二』上越市史編さん委員会 上越市